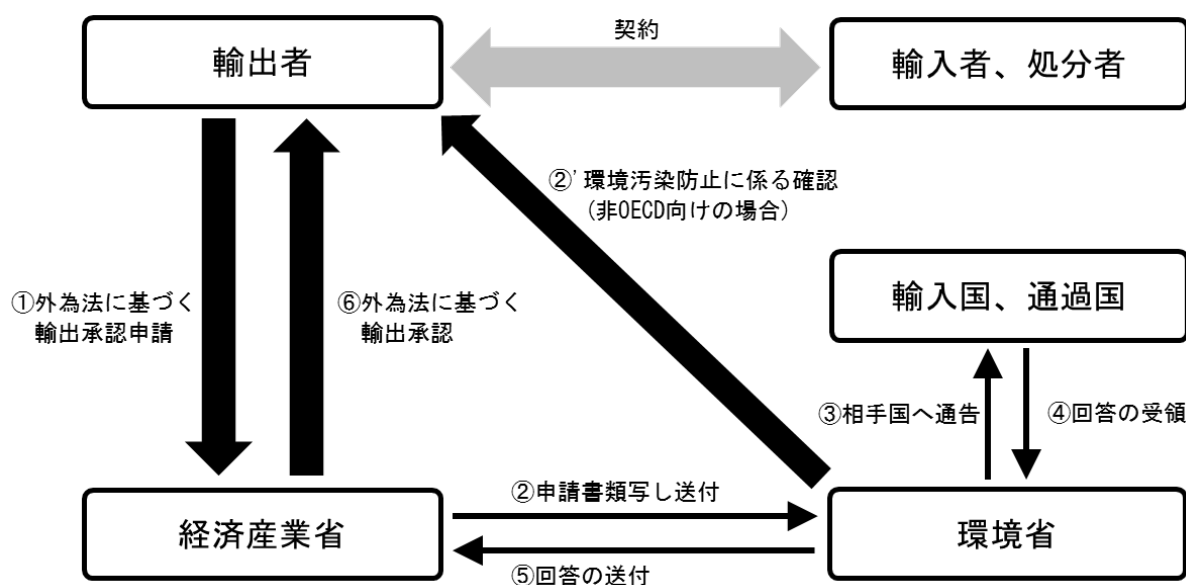


Ⅲ. 輸出に関する手続きの概要

外為法の輸出承認

- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）で規制される貨物（特定有害廃棄物等）を輸出する者は、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりません。輸出承認を受けるためには、外為法の輸出承認基準に適合（相手国（輸入国・通過国）からの書面による同意を含む）する必要があります。
- ・ 承認に係る手続きの流れは下図のとおりです。輸出者が輸出承認申請を経済産業省に行い（①）（※1）、経済産業省は申請書類の写しを環境省に送付します（②）。申請書類の内容に基づき、環境省がバーゼル法に基づき相手国に対して移動計画の通告を行い相手国の書面による同意を求めるとともに、輸出先国における環境汚染防止措置の確認を行います。（OECD加盟国向けのリサイクル目的の輸出（鉛蓄電池を除く）を除く）（③）。環境省は、同意回答を受領（④）の後、同意回答及び環境汚染防止措置の確認結果を経済産業省に送付し（⑤）、経済産業省は輸出承認（⑥）を行います。

（※1）OECD非加盟国向けの輸出は、「環境保全の観点」について、環境省で事前審査を受けて下さい。



輸出移動書類交付申請及びその携帯、処分完了の通知

- ・ バーゼル条約は、規制対象物の移動に当たり、移動書類を携帯することを義務付けています。輸出者は、バーゼル法に基づき貨物を実際に輸出しようとするときは、輸出承認を受けた後、輸出移動書類の交付を申請し（手数料：10,600円（電子）～12,000円（書面）／輸出毎に必要です）、経済産業大臣より輸出移動書類の交付を受ける必要があります（①、②）。また、当該移動書類は輸出先国の当該貨物の処分が行われる施設まで携帯されなければなりません（③）。
- ・ 交付された輸出移動書類の写しは、バーゼル法に基づき環境大臣に送付されます（②'）。
- ・ 移動回数が複数回にわたるものとして輸出承認を受けた場合、輸出承認後に交付される輸出移動書類は第1回目の移動に関するものであり、第2回目以降の移動の際には、移動ごとに交付申請を行い、輸出移動書類の交付を受けなければなりません。
- ・ 輸出者は、輸入国内で特定有害廃棄物等が輸出移動書類の記載内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めなければなりません。輸出者は、処分者に対し、輸出者及び我が国環境省に特定有害廃棄物等の受領及び処分完了の報告を送付（④）するよう促してください。

